

判決年月日	平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日	裁判所	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成28年(行ケ)第10047号		
○ 名称を「空気の電子化装置」とする考案について、新規性・進歩性を否定して、実用新案登録を無効とした審決を、新規性・進歩性の判断に誤りがあるとして取り消した事例。			

(関連条文) 特許法 29 条 1 項 3 号, 29 条 2 項

(関連する権利番号等) 無効 2014-400004 号, 実用新案登録第 3133388 号

判 決 要 旨

1 本件は、考案の名称を「空気の電子化装置」とする実用新案登録（平成 19 年 6 月 20 日設定登録，実用新案登録 3133388 号）に対する無効審判請求につき，前記実用新案登録を無効とする審決の取消訴訟であり，争点は，新規性及び進歩性判断（引用考案の認定，相違点の認定・判断）の誤りである。

審決は，本件考案は，放電管の先端に電磁コイルを巻きつけ，「その中心部に」「空気」を流し込むことで「空気」中の酸素分子を励起させることによって一重項酸素などの活性酸素種を生成させることができる「空気」の電子化装置であるのに対し，引用考案は，放電管の先端に電磁コイルを巻きつけ，「その中に」「酸素ガス」を流し込むことで「酸素ガス」中の酸素分子を励起させることによって一重項酸素などの活性酸素種を生成させることができる「酸素ガス」の電子化装置であるとして，本件考案において，「空気」は電子化される対象物であり，「中心部」は空気が流し込まれる場所であり，「物品の形状，構造又は組合せ」ではないから，考案特定事項ではなく，実質的な相違点に当たらないとして，新規性を否定した。また，仮に，これを相違点と認めるにしても，中心部に酸素含有ガスである空気を流し込む空気の電子化装置とすることは，当業者であればきわめて容易になし得ることであるとして，進歩性を否定した。

2 本判決は，概略，以下のとおり述べて，審決は，引用発明の認定，相違点の認定・判断に誤りがあり，取消しを免れないとした。

引用発明は，3 重電極が配設されており，イオン化室に流し込まれた酸素ガスを励起して， O^- を発生させ，イオン回転室において， O^- に対し，3 重電極及びコイルによって発生した回転電界及び磁界をかけて回転運動と与え，酸素分子と衝突させて，オゾンを生成する酸素ガスのオゾン発生装置である。

したがって，本件考案と引用考案は，本件考案は，空気中の酸素分子を励起させることによって一重項酸素などの活性酸素種を生成させることができる空気の電子化装置であって，励起の手段が電磁コイルであるのに対して，甲 1 考案は，イオン化室に流し込まれた酸素ガスを励起して生成した O^- に対し，イオン回転室において，3 重電極及びコイルによって発生した回転電界及び磁界をかけて回転運動を与え，酸素分子と衝突させてオゾン

を生成する酸素ガスのオゾン発生装置である点で異なる。

これらの相違点は、実質的なものであるから、本件考案が新規性を欠くとは認められない。

また、磁界のみを単独で印加してオゾン等を発生させるという周知技術は認められず、引用発明の3重電極を省略する動機付けや、回転運動の対象となる荷電粒子を O^- から電子に変更する動機付けもないから、本件考案を、引用発明及び周知技術に基づいて当業者がきわめて容易に考案をすることができたとはいえない。